

## 第7回 政治倫理に関する検討会次第

日時：令和7年3月12日（水）

午前11時00分～

場所：江東区議会（委員会室）

### 協議事項

- 1 江東区議会議員政治倫理条例（案）の区民意見募集結果について

（資料1）

- 2 その他

## 江東区議会議員政治倫理条例（案）に対する区民意見募集の実施結果

### 1 意見募集の概要

- (1) 実施期間      令和7年2月1日（土）～2月21日（金）
- (2) 周知方法      区議会だより・区報（7年2月1日号）、区議会ホームページ
- (3) 閲覧場所      区議会事務局、区議会ホームページ、こうとう情報ステーション

### 2 意見の提出者数等

提出者	項目	提出方法				
		持参	郵送	FAX	メール	LoGo フォーム
6人	25項目	0人	0人	0人	1人	5人

【提出者の年代】    [10代] 1人    [40代] 2人    [50代] 1人    [60代] 1人    [不明] 1人

### 3 意見の概要

No	項目	意見の概要
1	第1条	「区民の信頼に応える」について、もっと本質的に大切な基本を書き込むべき。例えば、市民全体の代表としての人格と倫理を自覚し、市民に説明責任を果たさなければならないといったことを規定すべき。
2	第1条	議会及び議員に法令遵守を義務付けることを目的に挿入すべき。
3	第2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民に対する議員の説明方法を明記すべき（説明の公開の仕方）。</li> <li>・議会義務として議員に法令遵守と政治倫理向上に向け、努めさせることを明記すべき。</li> <li>・区民の信頼に応える基準（議会と議員がすべきこと）を明記すべき。</li> <li>・議会の政治倫理を著しく毀損した議員の更生を促す議会決議に議員への辞職勧告することを盛り込むべき。</li> </ul>
4	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3項の説明責任方法を明記すべき（例：委員会で証言等）。</li> <li>・議員が出資する企業団体の出資割合を議会及び区民への開示義務を明記すべき。</li> <li>・議員が役員に就く企業団体名称を議会及び区民へ開示する義務を明記すべき。</li> </ul>
5	第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民に法令遵守を求める文言を追記すべき。</li> <li>・2項に区民による議会への説明方法を明記すべき（最低基準＝例：委員会で証言等）。</li> </ul>
6	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民への信用失墜行為についても、政治倫理違反に加えるべき。</li> <li>・議場、委員会でのヤジ行為、品位の欠ける言動も政治倫理違反の対象とすべき。</li> </ul>

7	第5条	議員の地位の影響力を利用したハラスメント行為は断じて許されるものではなく、パワハラ、セクハラも含めて明確に禁止すべき。江東区議会は、区民、区職員の人格を尊重することにより、あらゆるハラスメントの根絶と未然防止を決意し、条例を制定すべき。
8	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守を明記すべき。</li> <li>・1項(5)の「人権侵害のおそれのある」を削除すべき。(ハラスメントそのものが人権侵害)。</li> <li>・1項(6)に議会質問・記者会見を追記すべき。</li> <li>・2項を「事実があるとの訴えが議会に陳情、又は請願で提出された時」へ変更すべき。</li> <li>・説明責任方法の最低基準(例：議会等での証言)を明記すべき。</li> </ul>
9	第5条	<p>以下のことを追加すべき。</p> <p>(2)契約に関わる項目に、議員に関わる団体や親族への指定を禁止することを加える。</p> <p>(4)公職選挙法違反の行為の禁止を「権限や地位の…」の項目に記す。</p> <p>(5)セクハラ、パワハラについても具体的行為として記す。</p>
10	第5条	SNS上で特定の個人に対してではなく、不特定の集団(例えば、在日外国人や性的マイノリティ)に対する差別的な言動を行うことは、5条1項5号又は6号に反すると理解してよいか。
11	第5条	区政報告会において、一般参加者が差別的な言動をした場合に、主催者である議員がそれを制止しないことは5条1項6号の「第三者をして同様の行為をさせないこと」という基準に反すると理解してよいか。
12	第5条	第6号について、公費で作成する広報誌等の媒体においても議員による過度な個人のアピールはしないよう追記すべき。
13	第6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条を(請負の制限と兼業報告)とすべき。</li> <li>・2項兼業及び請負の制限と兼業報告義務の適用は条例施行から遡って適用とすべき。</li> </ul>
14	第6条	6条1項1号の読み方は、「請負をする主として」(請負を行う者として)収益事業を営むものを指すということによいか。「主として収益事業を営む」(専ら収益事業を営む)とも読めるので、明確にすべき。
15	第6条	<p>請負等の報告義務について、以下の(1)～(4)の法人も対象に加えるべき。</p> <p>(1)議員の配偶者が当該会社の代表取締役である場合</p> <p>(2)議員が当該会社の100%株主である場合</p> <p>(3)議員が当該会社の親会社の役員である場合</p> <p>(4)議員が当該会社の下請業者又は再委託業者の役員である場合</p>

16	第6条	6条及び7条の報告義務を長期にわたり怠った場合は、当該議員に対し、何らかの罰則を適用することを検討すべき。
17	第9条	「区民にあつては議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署をもって」という要件が厳しすぎる。区民1人からの請求でも認めるべき。
18	第9条	請求人数1,000人以上というのは要件が厳しすぎる。区民一人の訴えでも真摯に対応すべきである。
19	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査請求基準を有権者100人以上とすべき。</li> <li>・議員の10分の1とすべき。</li> <li>・5項の調査請求をできる期間は区議会議員の任期中とすべき。</li> </ul>
20	第10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者を加えた政治倫理審査特別委員会の設置へと変更すべき。</li> </ul>
21	第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査及び審査の開始期限を明示すべき（例：設置から30日以内）。</li> <li>・2項の関係人を「区民を含む関係人」とすべき。</li> <li>・3項対象議員を「対象議員及び区民を含む関係人」とすべき。</li> <li>・4項対象議員を「対象議員及び区民を含む関係人」とすべき。</li> <li>・5項報告期限を180日以内へ変更すべき。</li> </ul>
22	第12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会に対する区民の信頼回復方法を明記すべき。議員の更生を促す議会決議に議員への辞職勧告することを盛り込むべき。</li> </ul>
23	第12条	政治倫理違反の区議会議員は辞職勧告に強制力を持たせるべき。
24	その他	議員を対象とした政治倫理に関する研修会を毎年開催すべき。
25	その他	江東区の政治を巡る一連の不祥事で、江東区民の区政、区議会議員、区選出の議員（都議、国会議員含む）への不信感は強まっている。江東区を巡る政治不信の一扫を目指して、実効性のある政治腐敗防止条例にすべきである。「職員が議員に対応する際は複数人で行動することや記録を残す」といった規範を策定し、徹底していくことも必要である。